

10、解雇及退職の場合には従業員代表と合議の上解雇手當及退職慰勞金を決すること

右従業員一同要求す

昭和九年七月六日

従業員 一同

要求書提出と共に五名（職人二名見習三名）罷業者自宅に引籠つたので、事業主に於ては残る三名の見習を以て従業せしめたるも、一方業務に差支へを生ずるので、市會議員（縣議）前田幸作氏（活動常設館大衆座主）に調停を依頼し、且つ同氏の勸説に従ひ従業員側にも翌七日之に一任することゝなつたので、調停者の斡旋に依り七月十五日次の條件で解決することゝなつた。

十一、解決條件

1、争議参加人名中罷業者五名は解雇し罷業不参加者三名は

引續き使用すること

2、職人二名に對しては給料及解雇手當として給料の一ヶ月半分を支給すること

職人二名（一名一〇五圓、一名一七七圓五〇）

3、見習三名に對しては

解雇手當總額一一圓〇〇

未拂給料の支給

十二、添付書類

1、雇傭契約書